

新しい時代にふさわしい

教育基本法と 教育振興基本計画

の在り方について

中間報告の
概要

平成14年11月14日
中央教育審議会

教育の課題と今後の教育の基本的方針について

世界では…「国家戦略としての教育改革」

日本国内では…
国民の自信喪失、モラルの低下
青少年の凶悪犯罪
学力問題
いじめ、不登校、中途退学、学級崩壊
家庭・地域でのしつけや教育

今、日本の教育の根本が、問い直されています

これからの教育は、

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成

を目指すべきと考えます。

これからの教育の目標

自己実現をめざす
自立した人間の育成

豊かな心と
健やかな体を備えた
人間の育成

「知」の世紀を
リードする
創造性に富んだ
人間の育成

新しい「公共」を創造し、
21世紀の国家・
社会の形成に
主体的に参画する
日本人の育成

国際社会を生きる
教養ある
日本人の育成

新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について

これらの5つの目標を達成するため、まず、教育の根本法である教育基本法を見直すべきと考えます。

教育基本法とは、 どういう法律ですか？

教育基本法は、憲法と同じ年（昭和22年）に施行されました。教育の基本理念、教育の目的、義務教育が9年間であることや無償であること、教育の機会均等などについて定めた11条の法律です。学校教育法、社会教育法など、全ての教育法規の根本法となっています。

なぜ教育基本法を 見直すのですか？

教育基本法は、施行以来55年間、一度も改正されていないため、現代の社会に必ずしも十分対応し切れていない面も出てきています。平成12年3月に内閣総理大臣の下に設置された教育改革国民会議は、同年12月の報告の中で、教育システムを改革すると共に、基本となるべき教育基本法を考えていくことが必要であるとし、その際の観点として ①新しい時代を生きる日本人の育成 ②伝統・文化など次代に継承すべきものの尊重、発展 ③教育振興基本計画の策定等を規定することの3点を示しました。

中央教育審議会は、憲法を精神を汲んで今の教育基本法に謳われている「個人の尊厳」「真理と平和の希求」「人格の完成」などの理念は大切に維持しながら、現行法には明確に規定されていない、次のような重要な理念や原則を盛り込むことが必要だと考えます。

- 1 国民から信頼される学校教育の確立
- 2 「知」の世紀をリードする大学改革の推進
- 3 家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力
- 4 公共心、伝統や文化を尊重する態度、郷土や国を愛する心の涵養
- 5 生涯学習社会の実現
- 6 教育振興基本計画の策定

このような教育基本法の見直しは、教育の根本にまで遡って改革を進めるために、欠くことのできない一歩です。基本法の見直しに引き続き、関係する法律の改正や、教育振興基本計画の策定を行い、教育改革を総合的に進めていきます。

前文

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条（教育の目的）

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の方針）

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、实际生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

▼前文

●これからの教育の目標を実現するため、新しい教育基本法はどうか、という視点で見直す必要があると考えます。



▼教育の基本理念

●新たに追加すべき理念として、以下のものが考えられます。

- ①個人の自己実現と個性・能力の伸長、創造性の涵養
- ②感性、自然や環境とのかかわり
- ③社会の形成に主体的に参画する「公共」の精神、道徳心、自律心
- ④日本人としてのアイデンティティ（伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心）と、国際性（国際社会の一員としての意識）
- ⑤生涯学習の理念
- ⑥時代や社会の変化への対応
- ⑦職業生活との関連の明確化

●具体的に何を規定すべきかについては、国民のみなさまの御意見をうかがいながら引き続き検討します。